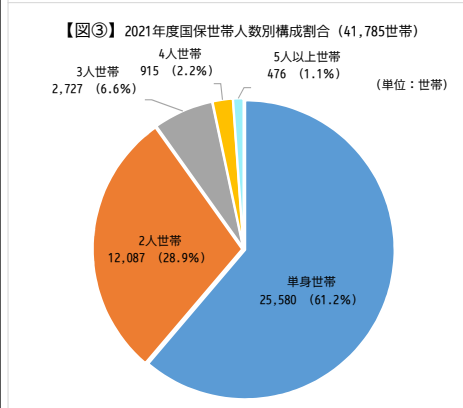
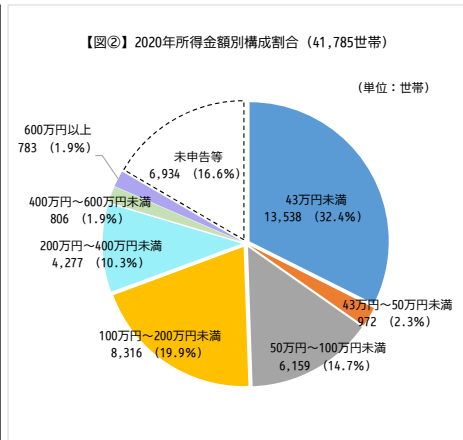
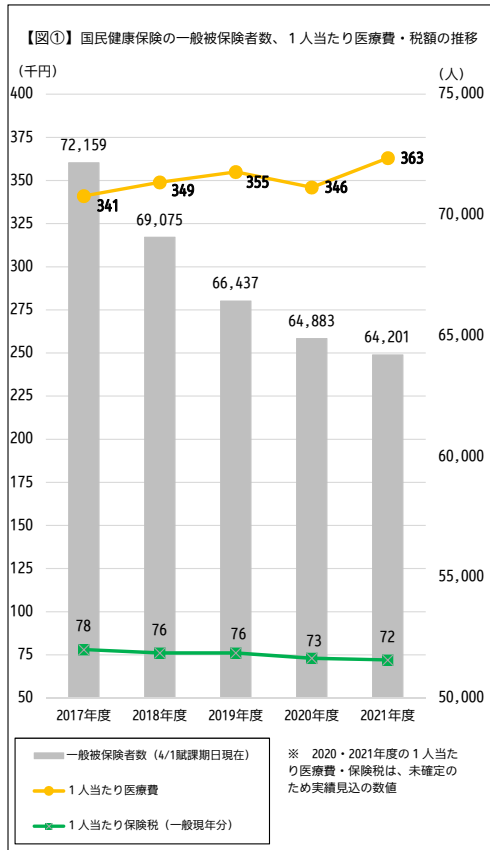


令和3年度 郡山市国民健康保険特別会計税率等本算定について

令和3年6月定例会
議案調査資料
【市民部】

1 本市の現状について



- 【図①】 毎年、被保険者数が減少する一方で、1人当たり医療費が増加
- ◇ 一般被保険者数 (4/1賦課期日現在)：2020年度 64,883人 → 2021年度 64,201人 (△682人)
(主な要因：後期高齢者医療制度への移行者が多いため)
 - ◇ 1人当たり医療費の伸び率：約+2.6% (2017～2019年度 各年度間の伸び率平均)
※2020年は、新型コロナウイルス感染症の影響により約△2.5% (2020年3月～2020年11月医療費より推計)
※2021年は、新型コロナウイルス感染症の収束後の影響を加味 (2020年比約+5.1%)
- 【図②】 国保加入世帯の約69%が所得200万円未満世帯
- ◇ 所得43万円未満世帯が全体の約32%であり、最も多くの割合を占めている
- 【図③】 国保加入世帯の約97%が3人以下世帯
- ◇ 単身世帯が全体の約61%であり、最も多くの割合を占めている

2 本市税率等本算定について

【令和3年度 国民健康保険税率等 (案)】

区分	国民健康保険税率等及び課税限度額		
	基礎課税 (医療) 分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
所得割	7.30%	2.90%	1.90%
均等割 (※1)	21,000円	7,200円	7,600円
平等割 (※2)	17,800円	6,300円	4,300円
課税限度額	630,000円	190,000円	170,000円

(※1) 一人当たり (※2) 一世帯当たり

(1) 国民健康保険税率等

所得割 }
均等割 } **据え置き**
平等割 }

○ 国民健康保険税率等「据え置き」に係る本算定の考え方

- ① 税率等は、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中で、収支のバランスを考慮した上で、被保険者の負担増とならないように、全区分で据え置く。
- ② 据え置きによる税額の不足分は、国民健康保険事業財政調整基金を繰り入れて対応する。

<据え置きに係る対応>

- ・前年度剰余金については、全額(8億円)を一旦財政調整基金に積立をする。
- ・令和3年度については、据え置きするために財政調整基金から約12.5億円繰入を行う。
- ※基金残高 R3期首:710,797千円 → R3期末(見込):約260,000千円

[従来の対応] ... 前年度剰余金 (=繰越金) + 基金からの繰入

(2) 課税限度額

基礎課税 (医療) 分 }
後期高齢者支援金等分 } **据え置き**
介護納付金分 } ※法定上限額 (本年度、法改正なし)

【参考】 福島県国民健康保険運営方針の見直しについて (令和2年度)

令和2年度において「福島県国民健康保険運営方針 (平成29年11月策定)」の見直しが行われた。

<主な見直し内容>

- (1) 「県統一保険料の統一予定時期は令和11年度とします。」と明記された。
【本市の対応】 保険料 (税) 統一に向け、税率等の見直しを図っていく。(現在、県が参考として算定している本市の標準保険料率は、実際の本市の保険税率より高く、差の縮小を図る必要がある。)
- (2) 「(保険料 (税) 統一後においても、) 必要と認められる場合は、当分の間、県と市町村が協議の上、例外的な取り扱いを可とします。」と示された。(具体的な内容は、県が中心となって今後とも検討される。)
【本市の対応】 例外的な取り扱いに対応するため、財政調整基金の適正な残高の確保についての検討を行っていく。